

議第79号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月21日提出

京都市長 門川大作

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「向上及び精神障害者」を「向上並びに精神障害者、知的障害者及び発達障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。）」に、「並びに」を「、」に、「促進等」を「促進、知的障害者の福祉に関する相談、指導等並びに発達障害者の福祉に関する相談、支援等」に、「京都市中京区壬生仙念町30番地」を「京都市中京区壬生東高田町1番地の20」に改め、同条第2項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、精神保健福祉センター」を「次に掲げる施設」に改め、同項に次の4号を加える。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定による精神保健福祉センター
- (2) 知的障害者福祉法第12条第1項の規定による知的障害者更生相談所
- (3) 発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる事業を行うための施設
- (4) 京都市朱雀工房及び京都市地域生活支援センターなごやかサロン（以下「工房等」という。）

第1条第3項中「精神保健福祉センターの」を「前項第1号の精神保健福祉センターの」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2項第2号の知的障害者更生相談所の名称は、京都市知的障害者更生相談所とする。

第1条に次の1項を加える。

5 第2項第3号の施設の名称は、京都市発達障害者支援センターとする。

第2条中第5号及び第6号を削り、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所としての事業

(3) 発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる事業

第2条第8号中「及び」を「並びに」に改め、「精神障害者」の右に「知的障害者及び発達障害者」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 法に基づく移送を適正かつ円滑に実施するための関係機関との連絡調整その他の精神障害者の緊急時における医療を確保するための事業

(9) 回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活指導、作業指導その他当該精神障害者の社会復帰を促進するための事業

第3条第2項第1号中「前条第2号から第4号まで及び第7号」を「前条第4号から第7号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第2号」を「第2条第4号」に改め、同条第2項中「第2条第5号」を「第2条第9号」に改める。

第7条第1項中「第5号」を「第9号」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第2条第3号に掲げる事業（発達支援（発達障害者支援法第2条第4項に規定する発達支援をいう。）に関する事業に限る。）に関しセンターを利用する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、1回につき、当該各号に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

(1) 本市の区域内に住所を有する者 1,500円

(2) その他の者 3,000円

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、センターの使用料を徴収しない。

(1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者

(2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、センターを使用する日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）を課されず、又は当該市町村民税のうち均等割のみを課されている世帯に属する者

第9条中「第2条第2号」を「第2条第4号」に改める。

別表第2条第3号及び第7号に掲げる事業以外の事業に係る部分の項を次のように改める。

第2条第3号、第5号及び第7号に掲げる事業以外の事業に係る部分	午前8時30分から午後5時まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
第2条第3号に掲げる事業に係る部分	午前9時から午後5時まで	

別表第2条第3号及び第7号に掲げる事業に係る部分の項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市こころの健康増進センターの位置を変更する等の必要があるので提案する。